

評価実施時期：平成19年6月

担当部局名：総務省行政管理局企画調整課 他

施策名	社会経済情勢の変化等に対応した行政管理の実施等	政策体系上の位置付け
		1 行政改革の推進 政策1
施策の概要	<p>ア 国の行政組織等の減量・効率化</p> <p>ア(ア)定員の大胆な再配置と一層の純減の確保を図ることとし、各府省からの組織の新設・改正・廃止の要求を厳正に審査し、機構・定員等のスリム化を図っている。</p> <p>ア(イ)独立行政法人等についても、各法人ができるだけスリムで効率的な姿となるよう、共通の制度の企画及び立案を行うとともに、法人の新設や設立根拠法の改正についての審査を行っている。</p> <p>イ 公益法人の適切な設立許可・指導監督等による公益法人制度の推進</p> <p>社会経済情勢の変化等に対応した適正かつ合理的な行政を実現するため、公益法人の実態調査、基準等の実施状況等のフォローアップ、研修会の実施等の公益法人の適正な指導監督・制度改革に関する取組等を推進している。</p>	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(必要性)</p> <p>ア 社会経済情勢の変化に対応しつつ、簡素で効率的な政府を実現するためには、政府における人的資源の適切な再配分やスリム化を行う必要がある。機構・定員等は、予算（総人件費）の積算根拠ともなっており、行政の減量・効率化の取組は、予算膨張の抑制にも寄与するものである。</p> <p>イ 公益法人の設立許可及び指導監督基準は、各主務官庁及びその権限に属する事務を処理することとされた都道府県知事等、多数の所管官庁において行われている。このため、各主務官庁が行う事務の統一性・整合性を図る必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>ア(ア)「平成18年度以降の定員管理について」（平成17年10月4日閣議決定）に基づき、17年度から21年度までの5年間で16年度末定員332,239人の10%（▲33,230人）以上を定員合理化することを目標。</p> <p>→17年度▲5,549人、18年度▲7,130人、19年度▲7,222人、計▲19,901人を定員合理化（目標数の59.9%）また、「国の行政機関の定員の純減について」（平成18年6月30日閣議決定）に基づき、国の行政機関の定員について、17年度末定員332,034人に対し、平成18年度から22年度までの5年間で▲18,936人（▲5.7%）以上の純減を確保することを目標。</p> <p>→18年度▲1,502人、19年度▲2,129人、計▲3,631人の純減を確保。（目標数の19.2%）いずれも目標の達成に向けて着実に進ちょくしており、有効性が認められる。</p> <p>ア(イ)独立行政法人の審査に関して、15年度以降、法人の統廃合により14法人削減、公務員型として設立された58法人中45法人の役職員を非公務員化。特殊法人の審査に関しては、政策金融改革、公営競技関係法人の見直しにおいて、今通常国会提出の関連法案について、既存の決定との整合性を審査。組織・業務の見直しによる大幅なコスト削減（約1,900億円）が見込まれることから、有効性が認められる。</p> <p>イ 国所管法人の立入検査の実施状況については、目標達成には至らなかったものの、平成16～18年度の3年間で98.0%の法人で立入検査が行われており、少なくとも3年に1回は実施するとされている基準がおおむね遵守されている状況であることから、一定の有効性が認められる。</p> <p>その他の指標については、目標の達成には至らなかったものの、いずれも80%を超える水準で、ほぼ前年度よりも改善してきている。特に、研修等で強く要請したホームページの開設については、着実に改善が見られていることから、一定の有効性が認められる。</p> <p>(効率性)</p> <p>平成18年度においては、「公益法人地方講習会」を都道府県との共催で開催したところである。これにより、総務省単独で開催する場合と比べ、より少ない費用で多数の参加者（約2万人）を得ることができたことから、一定の効率性が認められる。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>ア(ア)国の行政機関の定員について、平成18年度から22年度までの5年間で5.7%以上の純減を行う。</p> <p>ア(イ)平成19年内を目処に策定される「独立行政法人整理合理化計画」に合わせ、19、20年度に中期目標期間が終了する独立行政法人（35法人）について、組織・業務全般を極力整理縮小することで検討することが必要。</p> <p>イ 特に、都道府県における指導監督基準及び各種申合せ等の更なる周知徹底が必要。</p> <p>公益法人本来の事業の規模が2分の1以上である法人の割合については、国、都道府県ともに各所管官庁における指導監督を更に推進することが必要。今後は、公益法人制度の抜本的改革の実施に向けた研修等の充実を検討に力を入れることが必要。</p>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

(基本目標)  
 ・社会経済情勢の変化に対応した、簡素で効率的な政府を実現するため、メリハリのあるスリムな機構・定員を実現するとともに、行政改革を着実に推進する。  
 ・「公益法人の設立許可及び指導監督基準」等に基づく、公益法人の適切な設立許可・指導監督による公益法人行政を推進する。

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

主な指標	目標値	目標年度	16年度	17年度	18年度	基本目標・指標の設定根拠・考え方
毎年度の機構・定員審査結果	(平成17年度～21年度) 16年度末定員の10%以上を定員合理化	21年度	—	16.7%	38.2%	社会経済情勢の変化等に対応した適正かつ合理的な行政を実現するためには、国の行政組織等の減量・効率化に向けた機構・定員等の審査、公益法人の適正な指導監督・制度改革に関する取組を進めていくことが必要であることから、左記指標により評価するものである
〃	平成18年度～22年度) 17年度末定員の5.7%以上の純減を確保 ※ ※「国の行政機関の定員の純減について」(平成18年6月30日閣議決定)において、新たに設定された目標値に差し替えた	22年度	—	—	7.9%	
公益法人の設立許可及び指導監督基準等の遵守状況						
・公益法人本来の事業の規模が2分の1以上である法人の割合 ア 国 イ 地方 ウ 全体	前年度比増	18年度	ア 49.2% イ 40.7% ウ 42.9%	ア 50.2% イ 40.0% ウ 42.6%	ア50.7% イ38.6% ウ41.7%	
・情報公開率 ア 国 イ 地方 ウ 全体	100%	18年度	ア 96.8% イ 84.9% ウ 88.1%	ア 97.2% イ 84.8% ウ 88.1%	ア96.9% イ85.0% ウ88.2%	
各種申合せの実施状況のフォローアップ結果						
・国所管法人の立入検査の実施状況 ※()内の数字は、当該年度を含む過去3年間の実施状況 ※立入検査は、「指導監督充実申合せ」により、少なくとも3年に1回は実施することが ・国所管法人のホームページ開設率	100%	18年度	43.1% (98.2%)	39.8% (98.7%)	40.5% (98.0%)	
	100%	18年度	76.5%	81.2%	82.6%	

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
施政方針演説	平成18年1月20日	国家公務員について、今後5年間で5パーセント以上減らす。
簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(行革推進法)	平成18年6月2日	平成22年度の国家公務員の年度末総数を、平成17年度末総数の5%相当数以上の純減とすることを目標として、これを達成するため必要な施策を講ずる。
国の行政機関の定員の純減について	平成18年7月7日	国の行政機関の定員(平成17年度末定員を基準とする。以下同じ。)332,034人に対して、平成18年度から22年度までの5年間で……18,936人(5.7%)以上の純減を確保する。
経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006	平成18年7月7日	「国と特に密接な関係を持つ公益法人に対する給与水準の点検・見直しの要請」について、法人への指導の強化・徹底と、そのフォローアップを行う。地方においても同様の取組を行うことを要請する。